



光回線やスマートフォンなどの契約書をしっかり確認しましょう

電気通信事業法が改正されました（平成 28 年 5 月 21 日施行）

光回線やスマートフォンを契約するときに、消費者にとって関係がある改正後のポイントを紹介します。

契約後の書面交付義務

光回線やスマートフォンなどを契約した場合は、電気通信事業者は契約書を消費者に渡さなければなりません。

複雑な料金割引の仕組みをわかりやすく示すことや解約条件、有料オプションサービスについても示さなければなりません。

アドバイス

- 契約するときには、説明をよく聞いてください。
- 契約内容や説明でわからないところがあったら、質問して解決することが大切です。
- 面倒と思わずに、契約書をよく読みましょう。
- 契約に問題があったら、早めに事業者に申し出ましょう。

初期契約解除制度

- ★ 契約書を受け取ってから 8 日間は契約を解除できる制度。
（機器代金や工事費、サービス利用料、事務手数料などを消費者が負担しなければならない場合があります）

確認措置

- ★ 店舗販売や通信販売で契約した移動通信サービスで、電波のつながりが十分でない場合と事業者による説明などが十分でない場合は、違約金なしで契約を解除できます。（端末費用の負担なし）
- ★ 解除できる最低期間（8 日間）、対象となるサービス、利用料の負担などが決められています。

※詳しくは、総務省「電気通信消費者情報コーナー」内「電気通信事業分野における消費者保護施策」をご参照ください。